

社会福祉法人アイリス学園役員等の報酬及び費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人アイリス学園役員等（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等（理事・監事・評議員）の報酬は、定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

(費用弁償を支給する役員等の範囲)

第3条 費用弁償を支給する役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 理事長が費用弁償の支給を必要と認めた者

(費用弁償)

第4条 役員等が公務のため旅行したときは、費用弁償として、別に定める社会福祉法人アイリス学園旅費規則（以下「旅費規則」という。）により、交通費、日当及び宿泊料を支給する。

2 役員が理事会、監事会又はその他の公務で出席した場合には、1日5,000円の費用弁償を支給する。但し、この場合旅費規則は適用しない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規則は、平成3年5月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年11月26日から施行する。